

志布志市地方就職学生支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略（鹿児島県デジタル田園都市国家構想総合戦略）及び志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略（志布志市デジタル田園都市国家構想総合戦略）に基づき、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）の大学を卒業した学生の本市内への移住を伴う県内就職を支援するため、鹿児島県と共同して行うわくわくかごしま移住促進事業において、東京圏内の大学を卒業して、本市に移住する見込みの者が、地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内で志布志市地方就職学生支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、志布志市補助金等交付規則（平成18年志布志市規則第38号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象者)

第2条 補助金の対象者は、申請時において、次に掲げる要件を満たす者とする。

1 移住等に関する要件は、次に掲げる各号の要件を満たすこととする。

(1) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。

イ 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

(2) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 鹿児島県内に所在する企業に就職することが内定していること。

イ 卒業後にアに掲げる内定企業に就職し、本市に移住する意思を有していること。

(3) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永

住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ その他申請者の居住する都道府県又は市町村が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

2 就業に関する要件は、次に掲げる各号の要件を満たすこととする。

(1) 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が鹿児島県内に所在すること。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

エ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

オ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(2) 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

イ 当該地域への勤務地限定型社員（勤務地が1か所しかないような、そもそも勤務地限定型社員としての採用ではない就業予定先も含む）としての採用予定であること。

（補助対象経費）

第3条 補助金の対象となる経費は、補助金の交付を受けようとする者（以下「申請書」という。）が鹿児島県で就職活動を行うため、東京圏から鹿児島県内での就職活動の実施場所まで公共交通機関で移動する際の交通費（航空機、鉄道、電車、バス、船舶等）とする。

2 前項の交通費の算定については、鹿児島県職員等の旅費に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第26号）に準ずるものとし、往復交通費を対象とする。ただし、1回の往復移動に係る交通費の実費負担が1万円未満の場合は対象外とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、鹿児島県職員等の旅費に関する条例に基づく東京までの往復交通費80,484円の2分の1以内の金額とする。ただし、交付は1回限

りとし、千円未満の端数は切り捨てることとする。

- 2 移転費においては、移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合は、移転に要した実費の金額とし、証明できない場合は、113,500円以内の額とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第5条 申請者は、志布志市地方就職学生支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に対し、令和8年3月31日までに提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 個人情報の取扱いへの同意書（様式第3号）
- (3) 申請者の本人確認書類（写真付きの身分証明書）
- (4) 在学証明書
- (5) 支払ったことが分かる交通費の領収書等
- (6) 内定証明書（様式第4号）
- (7) 申請者の移住元の住民票
- (8) 申請者が第4条第2号に規定する要件を満たす者である場合は、引越しに係る領収書等の対象事業費を支払ったことが分かる書類の写し（業者へ費用を支払った場合に限る。）。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、交付申請書を受理したときは、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、速やかに当該補助金の交付決定及び額を確定し、その旨を志布志市地方就職学生支援事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第5号。以下「決定等通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第7条 決定等通知書の交付を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付を請求しようとするときは、志布志市地方就職学生支援事業補助金請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（報告及び立入調査）

第8条 県及び本市は、志布志市地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、志布志市地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（交付決定の取消し及び返還請求）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め

る要件のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、志布志市地方就職学生支援事業補助金全部（一部）取消通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するとともに、志布志市地方就職学生支援事業補助金返還通知書（様式第8号）により返還を請求するものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 全額返還 次のいずれかに該当した場合

ア 交付申請書その他関係書類に虚偽の記載をしたとき。

イ 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職への就業を行わなかったとき。

ウ 申請日から1年以内に本市に転入しなかったとき。

エ 申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞したとき（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に転職する場合を除く。）。

オ 本市への転入日から3年未満で本市以外の市区町村に転出したとき。

(2) 半額返還 本市への転入日から3年以上5年未満の間に市外に転出したとき。

2 交付決定者は、前項の規定による通知を受けた日の属する月の翌月末日までに、返還金を市長に返還するものとする。

（雑則）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和7年4月1日から施行する。